

(様式第1)

疑義照会(回答)票

照会日 平成22年 2月 5日

照会部署名 博多年金事務所適用調査課

照会担当者(役職名) 一般職 花本 崇

連絡先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

業務実施部署の長の確認

合澤

(案件)

(受付番号) No. 2010-179	月額変更の対象になる報酬について
------------------------	------------------

※ 受付番号は、品質管理担当部署において記入します。

(内容)

<照会に係る諸規程等の名称、条文番号等>

○マニュアルの手順書 10-2 ③報酬の範囲について 及び 手順書 9-2

③固定的賃金の説明

○業務処理名 被保険者報酬月額変更届

事業所が被保険者の転勤に伴う費用(新しく住居を借りる際の敷金相当額)を負担する場合はそれを報酬とみなして月額変更するべきかご教授願います。なお、通勤手当も変動しますが、それだけでは2等級以上の差が生じない状況で、敷金相当額の負担を入れれば2等級以上の差が生じます。

(回答)

健康保険法及び厚生年金保険法において「報酬」とは、賃金、給料、俸給、手当、賞与その他いかなる名称であるかを問わず、労働者が、労働の対償として受けるすべてのものをいう。ただし、臨時に受けるもの及び三月を超える期間ごとに受けるものは、この限りでない。

また、「賞与」とは、賃金、給料、俸給、手当、賞与その他いかなる名称であるかを問わず、労働者が、労働の対償として受けるすべてのもののうち、三月を超える期間ごとに受けるものをいう。

新しく住居を借りる際の敷金相当とのことであるため、転勤の際に1回の支払いではないかと思料されるので、賞与とすることが妥当と考える。

回答日 平成22年5月7日
回答部署名 厚生年金保険部適用企画指導グループ
回答作成者 (役職名) 渕 康幸
連絡先
メールアドレス

主管担当部署の長の確認 (軽微なものについてはグループ長)	山上
----------------------------------	----